

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年2月14日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂積 志

## 秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第13条の次に次の3条を加える。

(平成23年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第14条 平成23年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第15条若しくは附則第16条」とする。  
(平成23年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第15条 平成23年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第2号まで及び第4号の規定による減額がされない被保険者に限る。)」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

(平成23年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第16条 平成23年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について

第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

- 2 前項の規定は、平成23年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

#### 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。